

## 補助金の代理受領制度の利用について

代理受領制度とは・・・

市から給付される補助金を、申請者（住宅所有者の方等）に代わって、工事等を実施した事業者が受け取ることができる制度です。

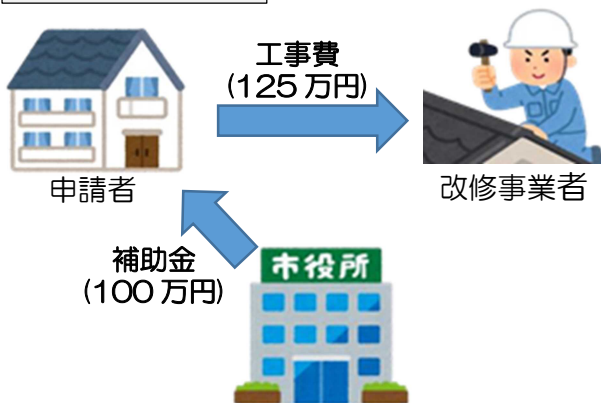
代理受領制度を利用することで・・・

市から直接、事業者等へ補助金が支払われることで、申請者は自己負担分の金額のみを用意すればよく、工事代金等の費用全額を用意しなくて済みます。

### ■《参考例》耐震改修工事の補助事業の場合

耐震改修工事費が125万円で、補助金額が100万円の場合（補助率80%）

通常支払い



- ①申請者から改修事業者へ工事費 125 万円支払い
- ②工事費 125 万円の領収書（写し）を市へ提出
- ③市から申請者へ補助金 100 万円支払い

申請者は、一旦、工事費の全額を負担しなければならない。  
(自己資金が必要)

代理受領払い



- ①申請者から改修事業者へ自己負担分の工事費 25 万円支払い
- ②自己負担分 25 万円の領収書（写し）を市へ提出
- ③市から改修事業者へ補助金 100 万円支払い

申請者は自己負担分 25 万円のみ用意すればよい。

※代理受領制度の利用にあたっては、必ず、裏面の注意事項をご確認ください。

## 代理受領制度の利用にあたっての注意事項

- ・代理受領払いができるのは、申請者と契約し、工事等を実施した事業者に限ります。
- ・代理受領制度の利用にあたっては、委任状が必要となります。
- ・事業者との契約書は、『対象工事費等の全額が分かる契約書（写し）』を提出してください。
- ・実績報告時に提出する領収書については、『契約書の額から補助金の額を差し引いた額の領収書（写し）』を提出してください。
- ・補助金の支払いは、市の完了検査終了後、3～4週間後となります。事業者が代金（補助金分）を受領できる時期が、契約書で定められた期限を過ぎてしまう場合がありますので、契約者間で十分に協議し、申請してください。
- ・自己負担分以上の金額を支払っている場合は、制度の利用はできません。

詳しい内容は、**長野市建設部建築指導課（電話026-224-6753）**へ